

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 平成29年度北九州市情報公開制度運用状況【総務局総務部文書館】 2
- 平成29年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務局総務部文書館】 4
- 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6
- 指定障害児通所支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 9
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 10
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 11

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部施設課】 13

北九州市告示第352号

北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第40条の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年8月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 状 況				
		開 示	一部開示	不 開 示	取下げ	
市 長	683 (36)	373 (12)	185 (19)	87 (3)	38 (2)	
教育委員会	102 (1)	41	44 (1)	13	4	
選挙管理委員会	3	1	1	0	1	
人事委員会	10	4	3	1	2	
監査委員	1	1	0	0	0	
東部農業委員会	1	1	0	0	0	
西部農業委員会	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	
地 方 公 営 企 業 管 理 者	上下水道 局長	72 (1)	63	7 (1)	0	2
	交通局長	6 (1)	1	5 (1)	0	0
	病院局長	7 (1)	2	4 (1)	1	0
消 防 長	30 (1)	6 (1)	22	0	2	
市議会議長	8	2	4	2	0	
公立大学法人 北九州市立大学	0	0	0	0	0	
市 全 体	923 (41)	495 (13)	275 (23)	104 (3)	49 (2)	

注 カッコ内は、任意的公開の申出に係る件数で外数である。

任意的公開の申出とは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）による改正前の北九州市情報公開条例（平成元年北九州市条例第22号）の施行の日前に決裁、供覧その他公的処理を完了した公文書に係る公開の申出をいう。

2 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数

3件

ア 審査請求の件数

審査庁	件数
市長	2
教育委員会	1

(2) 不服申立ての処理状況

ア 平成27年度不服申立てに係るもの

2件

諮問庁	処理結果	件数
市長	一部認容	2

イ 平成28年度不服申立てに係るもの

2件

諮問庁	処理結果	件数
市長	処分妥当	1
	取下げ	1

ウ 平成29年度不服申立てに係るもの

3件

諮問庁	処理結果	件数
市長	一部認容 一部却下	1
	審理中	1
教育委員会	審理中	1

北九州市告示第353号

北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）第64条の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年8月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開示請求の状況

実施機関	件数	処理状況			
		開示	一部開示	不開示	取下げ
市長	125 (1)	57 (1)	42	21	5
教育委員会	4	0	3	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
東部農業委員会	0	0	0	0	0
西部農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
地方公 営企業 管理者	上下水道 局長	0	0	0	0
	交通局長	0	0	0	0
	病院局長	94 (9)	68 (1)	22	2 (8)
消防長	6	2	4	0	0
市議会議長	0	0	0	0	0
公立大学法人 北九州市立大学	0	0	0	0	0
市全体	229 (10)	127 (2)	71	24 (8)	7

注 カッコ内は、任意的開示の申出に係る件数で外数である。

任意的開示の申出とは、平成元年11月1日前に決裁、供覧その他公的処理が完了した公文書に記録されている自己の個人情報についての開示の申出をいう。

- 2 訂正請求 1 件
- 3 利用停止請求 0 件
- 4 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数

1 件

ア 審査請求の件数

審 査 庁	件 数
市長	1

(2) 不服申立ての処理状況

ア 平成 28 年度不服申立てに係るもの

2 件

諮 問 庁	処理結果	件 数
教育委員会	処分妥当	2

イ 平成 29 年度不服申立てに係るもの

1 件

諮 問 庁	処理結果	件 数
市長	審理中	1

北九州市告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアセンターえーす 北九州市小倉北区井掘一丁目8番5-105号	合同会社えーす 北九州市小倉北区井掘一丁目8番5セジュール紅105号 代表社員 石原浩昭	特定無し	4017801434

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアセンターえーす 北九州市小倉北区井掘一丁目8番5-105号	合同会社えーす 北九州市小倉北区井掘一丁目8番5セジュール紅105号 代表社員 石原浩昭	特定無し	4017801434

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

ケアセンターえーす 北九州市小倉北区井掘一丁目8番5-105号	合同会社えーす 北九州市小倉北区井掘一丁目8番5セジュール紅105号 代表社員 石原浩昭	特定無し	4017801434
ヘルパーステーションひまわり 北九州市小倉北区清水三丁目4番9号 華道会館ビル5階	有限会社ウィットフー 北九州市小倉北区清水三丁目4番9号 華道会館ビル5階 代表取締役 溝部彰郎	特定無し	4017700032

(4) 指定障害福祉サービス事業者（共生型生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
デイサービスファイン 北九州市八幡東区川淵町8番24号	株式会社生活創舎 北九州市八幡東区川淵町8番24号 代表取締役 松藤宗一郎	身体障害者（肢体不自由）	4016600498
デイサービス ベリーの樹 北九州市八幡西区大平一丁目10番10号	株式会社ベリーフィン 北九州市八幡西区大平一丁目10番10号 代表取締役 生津哲也	知的障害者、精神障害者	4016701411

(5) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
月うさぎ相談支援事業所 北九州市若松区畠田三丁目5番36-102号	有限会社秀プランニング 千葉県松戸市根本171番地4 代表取締役 山菅秀夫	特定無し	4036500108
天使の館	特定非営利活動法人雪村	知的障害	4037800242

北九州市小倉北区 木町二丁目1番5号	北九州市小倉北区木町二丁目1番5号 理事長 野見山幸子	者、精神 障害者	
-----------------------	--------------------------------	-------------	--

(6) 指定障害児通所支援事業者（共生型放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
リハサポート さ ぷらい 北九州市小倉南区 沼本町一丁目4番 5号	株式会社サプライ 北九州市小倉南区曾根新 田南三丁目3番24号 代表取締役 渡辺佳則	重症心身 障害児以 外	4057703813
デイサービス ベ リーの樹 北九州市八幡西区 大平一丁目10番 10号	株式会社ベリーフィン 北九州市八幡西区大平一 丁目10番10号 代表取締役 生津哲也	重症心身 障害児以 外	4056715230

(7) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
月うさぎ相談支援 事業所 北九州市若松区畠 田三丁目5番36 -102号	有限会社秀プランニング 千葉県松戸市根本171 番地4 代表取締役 山菅秀夫	特定無し	4076501636

2 指定年月日

平成30年7月1日

北九州市告示第355号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
重症児デイ ぐる っぼ 徳力 北九州市小倉南区 徳力新町一丁目1 3番30号	NPO法人ぐるっぼ 北九州市小倉南区山手三 丁目12番20号 代表理事 田中幸子	重症心身 障害児	4057703672

(2) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
重症児デイ ぐる っぼ 徳力 北九州市小倉南区 徳力新町一丁目1 3番30号	NPO法人ぐるっぼ 北九州市小倉南区山手三 丁目12番20号 代表理事 田中幸子	重症心身 障害児	4057703672

2 事業廃止年月日

平成30年5月8日

北九州市告示第 356 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 8 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局湯川店	北九州市小倉南区湯川一丁目 1 番 16 号	平成 30 年 8 月 1 日

北九州市告示第 357 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 8 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
湯川調剤薬局	北九州市小倉南区湯川一丁目 1 番 16 号	閉局のため	平成 30 年 7 月 31 日

北九州市公告第 5 3 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 8 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート永犬丸
北九州市八幡西区八枝一丁目 2 番 8 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スーパー大栄
北九州市八幡西区中須一丁目 1 番 7 号
代表取締役 松本 淳
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1, 3 0 6 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
8 3 3 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下となる
日
平成 3 0 年 7 月 3 日
- 6 届出年月日
平成 3 0 年 7 月 2 日
- 7 変更する理由
営業政策上の理由による。

北九州市公告第536号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達の内容

(1) 特定役務の名称

北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業

(2) 履行場所

北九州市小倉北区西港町97番地の3（日明積出基地）

(3) 履行期間

ア 設計・建設 契約締結の日から平成33年3月31日まで

イ 維持管理 平成33年4月1日から平成53年3月31日まで

(4) 事業概要

要求水準書で定めるとおり

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「事業提案書」という。）及び入札書を提出すること。

なお、総合評価に関する詳細については入札説明書による。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 前3号に定めるもののほか、入札説明書に定める競争入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
- ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市環境局循環社会推進部施設課
- イ 日時 公告の日から平成30年9月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書等の交付方法
- ア 入札説明書及び各種書類（要求水準書、落札者決定基準、契約書（案）、様式集等）は、北九州市環境局循環社会推進部施設課のホームページからダウンロードすることができる。
北九州市環境局循環社会推進部施設課のホームページアドレス
<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/kan-shisetsulist.html>
- イ アのダウンロードをすることができない場合は、前号イの期間中に北九州市環境局循環社会推進部施設課（電話093-582-2184）へ連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出場所、日時及び方法
- ア 場所 第1号アの場所と同じ。
- イ 日時 平成30年8月27日から同月31日までの毎日午前9時から午後5時まで
- ウ 方法 第1号アの場所に持参、郵便（書留郵便に限る。）又は宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）による。
- (4) 事業提案書及び入札書の提出場所、日時及び方法
- ア 場所 第1号アの場所と同じ。
- イ 日時 平成30年9月13日から同月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- ウ 方法 前号ウの方法と同じ。
- (5) 落札結果の通知
- 平成30年10月24日までに書面で通知する。また、落札結果の概要については北九州市環境局循環社会推進部施設課のホームページにおいて公表する。
- 4 予定価格及び予定価格の内訳
- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
28億130万円
- (2) 予定価格の内訳（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

- ア 設計・建設業務 23億7,217万円
- イ 維持管理業務(20年間) 4億2,913万円

5 最低制限価格及び調査基準価格

- (1) 最低制限価格 設けない。
- (2) 調査基準価格 設ける。
- (3) 調査基準価格については、北九州市建設工事低入札価格調査実施要領のとおりとする。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金については次に掲げる額の合算額とし、その他詳細については入札説明書による。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- ア 入札金額のうち設計・建設業務に係る額の100分の10以上の額
- イ 入札金額のうち維持管理業務に係る額の100分の5以上の額

- (3) 契約保証金

契約保証金については次に掲げる額の合算額とし、その他詳細については入札説明書による。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- ア 契約金額のうち設計・建設業務に係る額の100分の10以上の額
- イ 契約金額のうち維持管理業務に係る額の100分の5以上の額

- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札説明書に規定する競争入札参加資格のない者が行った入札
- イ 競争入札参加資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- ウ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (5) 落札者の決定方法

総合評価落札方式により最優秀提案を選定する。詳細は、入札説明書のとおり

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるもの

である。

- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部施設課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2184

FAX 093-582-2196

電子メールアドレス kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

7 Summary

- (1) Subject matter of contract: DBM-based contract for design, construction, maintenance etc. of Hiagari Recycling Center for waste cans and bottles run by Kitakyushu city
- (2) Deadline for the Submission of the Bid Application for the First Stage of Screening (in person or by mail) is 5:00P.M., August 31, 2018.
- (3) Deadline for the Submission of the Proposal Documents and Bidding Document(s) for the Second Stage of Screening (in person or By mail) is 5:00P.M., September 21, 2018.
- (4) For further information, please contact:
Resource Circulation Division, Environment Bureau , City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu 803-8501 JAPAN
TEL : 093-582-2184 (Japanese only)